

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

この号の内容

1. 新室長からのご挨拶
2. 就労支援特集
3. お知らせ
4. 部会のご報告

1. 新室長からのご挨拶

生活困窮者自立支援室長の米田隆史（よねだたかふみ）です。本年7月に着任いたしました。全国各地の担当者・支援者の皆さんとともに、より良い支援のかたちを志向していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

はじめに自己紹介させていただきます。

三重県松阪市生まれ、兵庫県姫路市育ち。東京に来てから、もう二十数年になります。

厚生労働省に入省したのは平成15年。10年ほど前には山梨県北杜市に出向する機会を得て、地域福祉、障害福祉、生活保護の業務に携わりました。

それ以来、福祉に強い関心を寄せていたので、今回こうして生活困窮者支援の担当となり、驚きと喜びを感じています。

さて、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症が私たちの生活や仕事に大きな影響を及ぼしてきました。

皆さんにおかれては、長きにわたり、福祉の最前線で献身的に御対応いただき、心より御礼申し上げます。

ここ最近になり、感染拡大防止と社会経済活動との両立をさらに推し進めていく方針が打ち出されるなど、これまでとは明らかに潮目が変わってきたように思います。

こうした動きに伴い、様々な「コロナ特例」が段階的に縮小したり、終了したりしています。生活に困窮している方への支援について言えば、この9月末で緊急小口資金等の特例貸付が申請期限を迎えました。



しかし、どんな局面でも支援の本質が変わることはない、とも思うのです。

生活に困窮する方の自立と尊厳を守りながら、寄り添った支援を行う。

支援に当たっては、その方の生活全般や世帯全体にも着目して、制度内外の施策や関係機関、地域の取組と協働する。

これからも、御自身の心身の健康を大切にしながら、皆さんが積み上げてきた支援の実践を継続してくださいますよう、お願い申し上げます。

厚生労働省からも可能な限りのバックアップを行っていききたいと考えています。

生活困窮者自立支援制度は平成27年4月に始まった比較的新しい仕組み。相談支援を中核に据えた「人が人を支える制度」は今なお発展しており、今後の可能性は広がるばかりです。

現在、前回改正法の見直し検討規定に基づき、審議会で議論を行っています。今回のニュースレターの中でも取り上げていますので、ぜひ議論の動向をウォッチして、御意見や御感想をお寄せいただければ幸いです。

就労支援特集①

特定求職者雇用開発助成金

この号では、就労支援特集として、就労支援に関する様々な制度・取組をご紹介します。
まず、本ページと次ページでは、特定求職者雇用開発助成金についてご案内します。通称「特開金（とっかいきん）」と呼ばれるこちらは、様々な理由により就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して支給される国の助成金です。

令和4年5月30日から、この**助成金の支給要件が緩和**され、生活困窮者支援において、さらに活用しやすいものとなりました。

（変更前）

これまでの取り扱い

助成金の対象労働者が、雇い入れ事業所で、雇い入れ前の3年間に**3か月を超えて訓練・実習等を受けている場合は、助成金の支給対象外**。



（変更後）

2022年5月30日以降の取り扱い

2022年5月30日以降に雇い入れられた方で、以下①②のいずれかに該当する訓練・実習等を受けている場合は、**3か月を超えていても、新たに支給対象**となる。

- ① **生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施するもの。**
- ② **生活保護法に基づく被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の一環として実施するもの。**

この見直しにより、**就労準備支援事業や認定就労訓練事業の中で3か月以上にわたり就労体験・訓練を受けていた方が、受入先から評価を得たなどの理由により、そのまま、その受入先事業所に雇い入れられた場合でも助成金の支給対象**となります。（その他にも支給要件があります。）

自治体におかれては、この助成金について、地域の企業にご案内いただくなど、ご活用いただきながら、就労体験・訓練の推進に取り組んでいただければと思います。

→次ページでは、**自治体における実際の活用事例**をご紹介します。

ご注意

「特定求職者雇用開発助成金」は、対象労働者の状態により各コースが設定されています。支給のためには各コースの支給要件を満たす必要があります。各コースの詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。



申請先は、**労働局またはハローワーク**になります。
ご不明な点は、**最寄りのハローワークまたは都道府県労働局**にお問い合わせください。

就労支援特集② 特開金の支給につながった支援事例

豊中市の取組

豊中市では、困窮者に対する就労支援の中で、実際の企業での就労体験を取り入れて、効果的な就労支援を行っています。地域の企業との連携では、特開金も活用しています。

【支援事例】

学校卒業後、販売や造園、清掃等、複数の業種で離転職を繰り返し、仕事のブランクを抱えていた方に対する支援。



①本人が体力面に自信がなかったことから、運動やコミュニケーションのトレーニングとして、まず公園内での作業に参加（週2日）。人との関係や作業に慣れ、フルタイムでの仕事を意識するように。

②介護事業所などでの他の実習を追加し、稼働日数を週6日（2日終日、4日半日）に増やしたところ、フルタイムで活動できる自信が回復。実際の企業での体験実習への意欲が生まれた。

③市からの提案を受けて、本人が電気計器株式会社での体験実習を希望。企業見学後、**5日間の体験実習に参加**したところ、企業からその仕事ぶりを高く評価された。その後、本人が企業への応募を希望した。

④面接対策や面接の同行支援等を行い、採用が決定。定着支援（1ヶ月）を経て定着。企業に対して、**特定求職者雇用開発助成金の申請**支援を行い、企業に助成金が支給された。

◆困窮者の就労支援に取り組む企業側の視点◆ 電気計器株式会社

事業所紹介：船舶や産業機械の大型モーター始動に使用する変圧器などを製造。1930年に創業された歴史ある会社で、人と技術の継承を積み重ねている。職員の平均年齢は40代前半で、若手職員の育成に力を入れている。



◆豊中市の就労支援との連携を始めたきっかけについて

-4年前、売り手市場でハローワークの求人にも応募が来ないなか、豊中市の無料職業紹介事業の就労イベントに参加したところ、職場見学に約10名、職場体験に5名の参加があった。また、そこから6名の面接希望を受けて、そのうち2名を採用に至った事をきっかけに、市の無料職業紹介事業と連携をとるようになった。

◆就労支援に取り組んだことでの事業所自体に変化について

一採用者は、ひきこもり期間が長かったり、アルバイトの経験しか無かったりと様々な事情を抱えているが、とても就労意欲が高い方が多い。そういう方の勤勉さに惹かれて、社員も一生懸命に指導しないといけないとか、自分たちの仕事を見返して改めていこうなど、社内の活性化につながっているように思う。

◆実際に就労体験を受け入れて

一工場見学や作業体験を行った後に面接を希望する方に対して、面接を行っている。見学や体験から、うちの会社で働きたいと思った方が面接に来られるため、面接に無駄がなく、働く意欲に満ちた方を紹介してもらっていると感じている。

◆就労体験について

一現在、60数名の会社だが、そのうち約10%は無料職業紹介事業での採用者が占めている。我々に合う応募者が見つけない中で、豊中市とこういうタイアップができていくことは、非常にメリットだと感じている。

就労支援特集③

就労支援の魅力

「就労体験・訓練に取り組みたいけど、企業開拓の方法が分からない」といった悩みをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。今年度の就労支援員向けの養成研修の講義のなかで、地域に密着しながら就労支援に取り組むお二人の支援者から、就労支援のまなざしを語っていただきました。

就労支援のなかで地域の企業と関わる時の考え方など、講義の一部をご紹介します。



令和4年度 就労支援員・就労準備支援員従事者養成研修【実践報告】

話し手：草の根ささえあいプロジェクト
代表理事 渡辺ゆりかさん（左）
東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-”
センター長 野々村光子さん（中央）
聞き手：明治学院大学社会学部
教授 新保美香さん（右）

新保さん：就労支援について、どのように考えていらっしゃいますか。

渡辺さん：就労支援は、本人に採用面接を突破させ社会に適用させるものではなく、「職場見学」をまず切り口に、社長さんや地域の人に「私たちが活躍して欲しいと思っている人たちは、こんなに素敵なんですよ」と伝えていく仕組みだと思っています。地域の企業の社長さんや経営者は、皆、覚悟を持って事業を守っておられる人たちで、色々な人を受けとめる技量のある方々だと感じています。

新保さん：就労を「ゴール」ではなく「チャンス」だと考えて、ご本人を大切にしながら、地域のことも幸せにしているのですね。

野々村さん：就労支援は、まだまだマニアックな世界とされています。でも、地域の社長さんがマニアックでたまらんこの感じを当たり前と思ってくれるようになると、私たちの応援も変わってくると思います。

渡辺さん：地域の企業はもう変わりつつあるようにも感じています。この前も、ある企業の社長さんが「つまづきとかいじけとかがある人の方が面白い。その人の不器用さも含めたユニークさを企業に貸してほしい。企業は、そのような人たちが自信を持つための仕事を提供する。そんな風に力をもったり貸したりしながら、試行錯誤することが、会社をたくましくすると思う。」と話してくれた。

私たちは、こういった地域の企業の力をこれまで見逃してきたかもしれない。地域の

企業の力を、「就労支援」という機会を使って再発見できるようになると良いと感じています。

新保さん：難しく考えなくても、地域の中に宝物がいっぱいある、ということですね。

新保さん：全国の支援者にメッセージをお願いします。

渡辺さん：全国に就労支援に取り組む仲間がいることが励みになっています。

就労支援では、企業が連綿と大事にしてきたこと、一見社会から逸れているように見えても、社会の役に立ちたいと願っている本人の生き様、その両方を分断しないことが大事だと、よくお話ししますが、それは私たち支援者も一緒だと思っています。私たちにも日々嬉しいことや哀しいこと、これまでの生き様、物語があります。「ご本人&企業」対「支援者」と別々に考えるのではなく、自分という存在を含めた物語を作ってほしいなと思います。

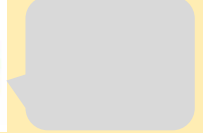
野々村さん：皆さんは、この先、「あんた、生活困窮の担当やんなあ」と言われることがあると思います。その時に、胸を張って「私はこの事業から見た現場を大事に地域を変えていきたい」と返してほしいなと思います。周りの人が生活困窮の担当になりたいと思うようになるはずです。働くことを応援するとは、しんどい時もあります。そんな時「どう解決しよう」と悩まなくても、いつも目の前にいる人たちが教えてくれます。その真っ只中にある「生活困窮の担当」というチケットはもう皆さんの手の中にあります。ぜひ一緒に頑張っていきましょう。

3. お知らせ

支援員向けの相談ツール

～困窮者支援情報共有サイト「ききたい・知らせたい」コーナー～

困窮者支援情報共有サイトの支援員向けのページには、自治体職員、相談支援員のみならず、困窮者支援に関する疑問点やノウハウ・ツールに関する質問などをお寄せいただき、他の自治体職員等のみなさまが可能な範囲で情報提供していくコーナーがあります。ぜひご活用ください！



<これまでの質問例>

Q：一時的住居提供の利用者（相談者）が宿泊施設の器物や設備を破損した場合、補償の仕方について良い方法があれば教えてください。



←コーナーは、こちらのページから生活困窮者自立支援全国ネットワークから各自治体へお知らせしておりますID・PWを使ってお入りください。ID・PWが不明の場合は、事務局（info@minna-tunagaru.jp）までお問い合わせください。

（困窮者支援情報サイト支援員専用ページ <https://minna-tunagaru.jp/login/>）

年金委員について

「年金委員」をご存じでしょうか。

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。年金委員は、活動の範囲により「職域型」と「地域型」の2つに区分されます。「職域型」は主に厚生年金保険加入の企業内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいています。その中で地域型年金委員は、年金を入口として、生活に不安を抱える方々に対する相談支援等のネットワークの一端を担っています。

生活困窮者自立支援制度においては、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点等から、例えば、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うなど、他制度と連携した体制を構築することが重要です。

その連携先の一つとなりうるのが地域型年金委員です。例えば、地域型年金委員が日々年金に関する相談を受ける中で、生活困窮の端緒を掴んだ場合には自立相談支援機関を紹介したり、反対に、自立相談支援機関において年金の受給に関する問題を抱える相談者を把握した場合には、地域型年金委員を通じて年金事務所を紹介したり、双方向に「つなぐ」関係を構築することにより、両制度にとって効果的な支援が期待できます。

つきましては、地域型年金委員から生活困窮に関する情報提供や相談がありましたら適切にご対応いただくとともに、生活困窮者自立支援制度について地域型年金委員に周知する等、地域型年金委員との連携については是非ご検討ください。そして、地域型年金委員との連携等を希望される場合には、お近くの年金事務所までご相談ください。



↑年金委員について
（日本年金機構HP）

4. 部会のご報告

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を開催しています。毎回設定される議題に関して、委員の皆様から様々なご意見をいただき、議論を進めています。

各回の資料や議事録などの詳細は、こちらの厚労省HPをご覧ください。↓
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html



	主な議題
第14回 (6/3)	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて 等
第15回 (6/17)	生活困窮者に対する自立相談支援のあり方について 等
第16回 (7//8)	就労支援のあり方について／家計改善支援等のあり方について ／生活困窮者自立支援制度と生活保護の連携のあり方について 等
第17回 (7/29)	子どもの貧困への対応について ／生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方について 等
第18回 (8/10)	居住支援のあり方について ／支援を担う体制づくり及び人材育成等について 等
第19回 (8/24)	部会におけるこれまでの主な意見について 等
第20回 (9/13)	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに向けた考え方について 等
第21回	(10月中旬開催予定)
第22回	(10月下旬開催予定)
...	...